

【制度】

**Q.機能強化型訪問看護管理療養費 3 の届けと要件について教えて欲しい。**

回答：以下、ご参照下さい。

届けについて（近畿厚生局 HP 訪問看護ステーションの皆様へ）

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/kango/r04\\_kijyun\\_00003.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/kango/r04_kijyun_00003.html)

要件について（厚生労働省保険局医療課 令和4年度診療報酬改定の概要：p22）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000920430.pdf>

**Q. 難病の医療費助成について教えてほしい。**

回答：以下、ご参照下さい

<難病情報センター>

<https://www.nanbyou.or.jp/entry/1383#03>

【運営】

**Q.訪問看護計画書は利用者に渡すものか。医師にも提出するものか。**

回答：以下、ご参照下さい。

<厚労省>平成11年第三十七号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
第四章 訪問看護、第四節 運営に関する基準(第六十三条―第七十四条)より

(主治の医師との関係)第六十九条の3、(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)第七十条の4

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82999404&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999404&dataType=0&pageNo=1)

**Q. 訪問看護計画書はケアマネジャーに提出するものか。訪問看護報告書をケアマネジャーに送る義務はあるか。**

回答：以下、ご参照下さい。

<公益財団法人 日本訪問看護財団>

報酬・制度・実践のはてなを解決 訪問看護お悩み相談室 令和4年版 P197

<熊本県看護協会>

<https://kna.or.jp/supportcenter/faq/c3/q4>

【開設】

**Q.開設にあたり、管理者が必要な情報を知りたい。**

回答：以下、ご参照下さい

<公益財団法人 日本訪問看護財団>

<https://www.jvnf.or.jp/soudan/navigator.html>

<一般社団法人 全国訪問看護事業協会>

[https://www.zenhokan.or.jp/nursing\\_3/](https://www.zenhokan.or.jp/nursing_3/)

**Q.外来リハビリを受けている利用者に、訪問看護ステーションにリハビリを依頼できるか。**

回答：以下、ご参照下さい

<厚生労働省>

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について(令和2年3月27日)(保医発0327第3号)

第5 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項の10 リハビリテーションに関する留意事項について

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc4924&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc4924&dataType=1&pageNo=1)

【事業所以外】

**Q.入所者が施設の階段で転倒した。インシデント報告を記載するのか。**

回答：訪問看護ステーションにおける安全管理マニュアル、社会福祉施設の安全管理マニュアルが発行されています。以下、ご参照下さい。

<兵庫県看護協会・兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会>

訪問看護ステーションにおける安全管理マニュアル

<https://www.h-houkan.jp/media-download/162/40b73055cf4eed6c/>

<厚生労働省>

社会福祉施設の安全管理マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000110455.pdf>

**Q.介護職が行える医療行為は何か。**

回答：厚生労働省より「医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるもの」について、以下、ご参照下さい。

<厚生労働省>

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)(平成17年7月26日)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb2895&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2895&dataType=1&pageNo=1)

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)(令和4年12月1日)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc7179&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc7179&dataType=1&pageNo=1)

**Q.新卒看護師を受け入れ研修をしてもらえると聞いたが、どのような内容か。**

回答：兵庫県新卒訪問看護師育成プログラムがあります。また、全国的な取り組みとして、新卒訪問看護師の人材育成の普及に向けた研究やセミナー活動があります。以下、ご参照下さい。

<兵庫県看護協会・兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会・兵庫県訪問看護総合支援センター>

兵庫県新卒訪問看護師育成プログラム

[https://www.hna.or.jp/for\\_nurses/n\\_visiting\\_nursing/visiting\\_nursing\\_support\\_center/entry-1847.html](https://www.hna.or.jp/for_nurses/n_visiting_nursing/visiting_nursing_support_center/entry-1847.html)

<きらきら訪問ナース研究会>

<http://kirakira-visiting-nurse.com/>

以上